

令和7年度 税制改正に関する要望

令和 6 年 9 月 18 日

一般社団法人 全国建設業協会

令和7年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、昨年は、円安や世界各地における安全保障環境の悪化等に起因する資機材価格の高騰や品薄などの影響を大きく受けました。

また、気候変動の影響により近年頻発化、激甚化している豪雨や台風等の災害が、全国各地で発生し、河川の氾濫等の甚大な被害をもたらしたほか、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震により、北陸地方は甚大な被害を受けるなど、今後、発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性や防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大しています。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきました。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

につき、令和7年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の延長・改善要望

- | | | |
|--------------------------------|-----|---|
| 1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等 | ・・・ | 1 |
| 2. 中小企業経営強化税制の延長等 | ・・・ | 1 |
| 3. 中小企業投資促進税制の延長等 | ・・・ | 2 |
| 4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 | ・・・ | 2 |
| 5. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長 | ・・・ | 2 |
| 6. 建設工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等 | ・・・ | 3 |

II 運用・手続等の改善要望

- | | | |
|---|-----|---|
| 1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び
事業税における「事務所・事業所」からの除外 | ・・・ | 3 |
|---|-----|---|

I 租税特別措置等の延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等

建設業は、経営基盤が脆弱な中小建設企業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持に取り組んでいる。

中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、中小法人の法人税率の軽減措置（法人所得のうち、800万円以下の所得金額の部分について、本則19%→特例15%）の適用期限を延長していただきたい。

また、昨今の資材価格等の物価高騰や労務費の上昇、自社従業員の賃上げによる中小企業経営への影響を鑑み、適用対象である所得金額800万円の引上げ、軽減税率の更なる引下げをお願いしたい。

2. 中小企業経営強化税制の延長等

地域建設業が地域の安全・安心の守り手としての社会的使命を持続的に果たしていくためには、生産性の向上、収益力の強化により、企業経営の安定化を図っていくことが重要である。

そのため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金額3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる中小企業経営強化税制の延長とともに、資本金額3,000万円超1億円以下の法人であっても一律10%の税額控除を受けることができるよう、制度の拡充をお願いしたい。

また、「経営力向上計画」の申請は、従業員の少ない中小企業にとって多大な事務負担となることから、これらの手続の簡素化をしていただきたい。

手続の簡素化について、具体的には、新しい設備は生産性向上や収益力強化等に資することが当然であることから、A、B、C類型ともに、主務大臣への「経営力向上計画」の申請を省略する等の手続の簡素化をお願いしたい。また、B類型の活用時に経済産業局へ申請する「経営力向上設備等が事業者の事業改善に資することの説明」に必要な投資収益率を算出するための資料作成等に係る事務負担が大きいため、内容の簡素化をしていただきたい。

3. 中小企業投資促進税制の延長等

建設業では、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要である。

そのため、中小建設企業が機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制を延長していただきたい。

また、令和6年能登半島地震により被災した地域の早期復興のためには、建設機械等の確保が不可欠であり、税制面の支援策として被災県内に所在する中小建設企業に限り、建設機械等を取得した場合には、現在の特別償却率30%、税額控除率7%を引上げていただきたい。

4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

昨今、激甚化・頻発化する災害により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生している。また、今後予想される大規模水害や巨大地震から、国民の生命と財産を守り、地域の守り手として社会的使命を果たすために、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させなければならない。

そのためには、自家発電機等の事業継続に資する設備が不可欠であるため、事業継続力強化計画等の認定計画に記載された設備を取得した場合に、18%又は16%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制を延長していただきたい。

5. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長

地域建設業とりわけ中小建設企業が抱える人手不足、担い手不足等の問題を解決していくためには、生産性向上による働き方改革、賃上げ等による処遇改善に積極的に取り組んでいく必要がある。

そのため、中小建設企業が経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づく設備投資を行った際に適用される軽減措置（新規取得償却資産に係る

固定資産税が3年間1/2、さらに雇用者全体給与が1.5%以上増加することを表明した場合、最長4年間1/3)を延長していただきたい。

6. 建設工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、工事請負契約書に係る印紙税を撤廃していただきたい。また、撤廃が難しい場合においては、軽減措置の対象外である100万円以下の請負契約を非課税対象（現行1万円未満）としていただきたい。

Ⅱ 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設物であり、建築基準法上も建築確認申請、その他同法の主要規定において、事務所には適合せず、遵守義務が不要とされていることから、建設現場における仮設現場事務所については、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」から除外していただきたい。